

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について（通知）

このことについては、日頃から各学校等において取り組んでいただいているところですが、このたび別添写しのとおり、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から依頼があったので通知します。

については、管内の道立学校及び市町村教育委員会に対し、添付した国の事務連絡等を送付するとともに、次の参考通知・資料を活用するなどして、引き続き、学校や地域の実情に応じた安全対策を地域ぐるみで講じ、登下校時における幼児児童生徒の安全確保に万全を期すよう指導願います。

また、各市町村教育委員会に対しては、所管する学校に、添付した国の事務連絡等を確実に送付するよう、併せて指導願います。

記

1 参考通知

- 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」
（平成24年6月7日付け教生学第185号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- 「学校の安全管理の徹底に向けた取組について」
（平成24年7月20日付け教生学第297号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

2 参考資料

- 「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（平成19年11月 文部科学省）
- 「学校安全推進資料（平成22年度改訂版）」（平成23年3月 北海道教育委員会）
- 「学校における危機管理の手引（改訂2版）」（平成25年3月 北海道教育委員会）
- 「安全教育実践事例集（Web掲載）」（平成25年5月 北海道教育委員会）

（生徒指導・学校安全グループ）



事 務 連 絡

平成25年7月1日

附属学校を置く各国立大学法人事務局
各都道府県私立学校主管課
各都道府県教育委員会学校安全主管課
各指定都市教育委員会学校安全主管課

殿

スポーツ・青少年局学校健康教育課

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について

標記については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、このたび、東京都練馬区の小学校の児童3名が、本年6月28日（金）の下校中に切りつけられるという事件が発生しました。

登下校時における幼児児童生徒の安全確保については、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日17文科ス第333号）、（平成20年5月7日20ス学健第5号）において、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携を進めながら安全管理を徹底するとともに、安全教育の推進を図るようお願いしてきたところです。

学校及びその設置者においては、改めて日頃から不審者情報等を保護者や警察と共有し、幼児児童生徒への適切な指導を行うなど上記通知等で示されている学校安全対策を、学校や地域の実情に応じて適切に講じていただくようお願いします。

さらに、公立学校だけではなく、近隣の国立学校、私立学校の参加を呼びかけるなど、地域の学校全てで効果的な情報共有が行われるよう適切な配慮を行っていただくようお願いします。

また、本事件に関連し、別添のとおり、「子どもの犯罪被害防止対策の徹底について」として、警察庁から6月28日に全国の各都道府県警察本部宛に、通達が発出されておりますので、警察や関係機関への協力・連携に努めていただきますようお願いします。

文部科学省としても、「防犯教室推進事業」等において、安全教育の充実を支援するとともに、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回による学校安全ボランティアの指導等を進めているところであり、適宜これらの施策を活用いただき、安全教育の推進や地域全体で幼児児童生徒の安全を見守る体制を整備していただくようお願いします。

なお、都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては域内の市町村教育委員会に対して、また、都道府県私立学校主管課にあつては所轄の私立学校に対して、周知をお願いします。

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課学校安全係

電話：03-5253-4111(内線2917)

03-6734-2917(直通)

FAX：03-6734-3794

原 議 保 存 期 間 3 年
(平成29年3月31日まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警 察 庁 丁 生 企 発 第 2 9 7 号
平 成 2 5 年 6 月 2 8 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 生 活 安 全 企 画 課 長

子どもの犯罪被害防止対策の徹底について

子どもの犯罪被害を防止するための施策の実施については、「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」（平成11年12月16日付け警察庁乙生発第16号、警察庁乙官発第39号、警察庁乙刑発第13号）、「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領の制定について」（平成17年5月19日付け警察庁丙生企発第47号等）、「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」（平成17年12月6日付け警察庁丙生企発第107号等）等に基づき推進しているところであるが、今次、東京都内において、下校途中の複数の小学生が刃物で切りつけられるという事件が発生した。

この種事案は、被害者や被害関係者の心身に大きな影響を及ぼすとともに、地域社会に著しい不安を与えるものであることから、未然防止対策が極めて重要である。

各都道府県警察においては、夏休み期間を控え、子どもの家庭・学校外での活動の機会が増えることを踏まえ、次の点に配意し、子どもの犯罪被害防止対策の徹底を期されたい。

記

1 学校周辺や通学路等における街頭活動の強化

警察官による街頭活動を実施するに当たっては、学校周辺、通学路、公園等の子どもに対する犯罪や声掛け、つきまとい等の前兆事案が発生しやすい場所において、制服警察官により通学時間帯などを中心に強化すること。

2 関係機関・団体との連携の強化

教育委員会、学校、学習塾、防犯ボランティア、地域住民、保護者等と防犯情報や不審者等に関する情報を交換する機会を設けて情報の共有化を図るなど、関係機関・団体との連携を強化すること。

3 子ども110番の家との連携

「子ども110番の家」として、危険に遭遇した子どもの一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアと連携するとともに、子どもに対しても「子ども110番の家」の設置場所及び利用方法についての周知を図ること。

4 先制・予防的活動の推進

子ども被害の犯罪や声掛け、つきまとい等の前兆事案については、管轄する警察署のみならず、隣接警察署等と情報を共有し、よう撃捜査、行動確認等を行い、早期に行為者の特定及び検挙等に努めること。

17文科ス第333号
平成17年12月6日

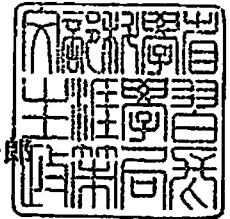
附属学校を置く各国立大学法人学長

各都道府県知事殿

各都道府県・指定都市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長

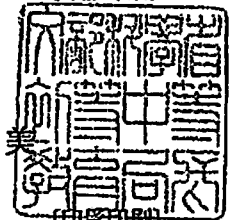
田中 壮一



(印影印刷)

初等中等教育局長

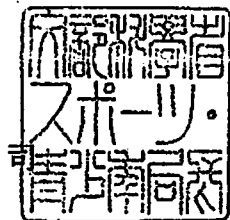
銭谷 眞美



(印影印刷)

スポーツ・青少年局長

素川 富司



(印影印刷)

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について

この度、11月22日に広島市立矢野西小学校1年生の児童が、12月1日にも栃木県今市市立大沢小学校1年生の児童が、下校中に事件に遭遇し殺害されるという決してあってはならない事件が発生いたしました。

各学校では、これまでも「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)の改訂について」(平成13年8月31日13文科初第576号)、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(平成14年12月文部科学省)等を参考にして、登下校中の安全も含め対応に努めてきていただいたところですが、この度、登下校時における安全確保対策について別紙のように「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」としてとりまとめました。

その概要は下記のとおりですので、別紙を踏まえ、学校や地域の実状に応じた安全確保対策を講じていただくようお願いいたします。

本件については、警察庁とも協議し、都道府県教育委員会と都道府県警察との連携の強化について要請し、同庁においても、本日付で、別添「通学路等における

子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」を各都道府県警察の長等に対して発出していますので申し添えます。

また、都道府県におかれては、所管の学校や、域内の市町村及び所轄の私立学校に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1. 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時において幼児児童生徒の安全を確保するために、通学路の安全点検を教職員や保護者が定期的実施し、要注意箇所の把握・周知徹底を行うこと。

2. 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

登下校時において幼児児童生徒の安全を確保するためには、幼児児童生徒を極力一人にしないという観点から、集団登下校や保護者等の同伴等による安全な登下校方策の策定、幼児児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備等の対策を実施すること。

3. 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育の推進

幼児児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、幼児児童生徒に危険予測能力や危険回避能力を身につけさせることが必要であることから、通学安全マップの作成、防犯教室の実施等の取組を通じて、幼児児童生徒の発達段階に応じた実践的な防犯教育を推進すること。

4. 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報等について、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくこと。

5. 警察との連携

登下校時における安全確保対策を進めるに当たっては、警察との連携が不可欠であることから、学校警察連絡協議会の場等を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に関する情報の共有等様々な機会をとらえて、警察との意見交換等を実施すること。

平成17年12月6日

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について

第1 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時の幼児児童生徒の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要であり、それでも排除できない要注意箇所については、しっかりと把握し、関係者が共通認識を得ておくことが求められる。

①安全な通学路の設定と定期的な点検の実施

- 教職員、保護者が実際に歩き、防犯の観点や交通事情等を配慮し、関係者が議論して可能な限り安全な通学路を設定する必要がある。
- 通学路周辺の状況は変化することから、例えば、定期的に、每学期点検を実施したり、必要に応じて随時実施することが望まれる。
- 点検等により、障害物の放置、落書き、トンネル状通路等の電灯切れなど防犯上好ましくない状況が発見された場合は、関係機関とも連携をとり、通学路の環境整備を行う必要がある。

②通学路における要注意箇所等の把握と周知徹底

- 通学路に関し、保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を得ておくべき事項としては次のようなものが考えられる。
 - ・危険・要注意箇所
(道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空家など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る 等)
 - ・公園や空地など不特定の人が容易に入りやすい場所
 - ・交番や「子ども110番の家」など万一の際に幼児児童生徒が駆け込める場所
- 把握した情報はPTAや保護者会で配布し、説明して共通認識を得る必要がある。また、最寄りの交番や警察、自治会などにも資料を配布することが望まれる。
- 児童生徒に対しても「通学路安全マップ」の作成などを通して周知することが有効である。その際、次のような点に配慮することが望ましい。
 - ・「通学路安全マップ」作成に当たっては、学級活動や生活科、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動など様々な機会を活用して、児童生徒自身の参加により作成を進めることが効果的と考えられること
 - ・様々な学年を組み合わせたグループを作ったり、保護者とともに作成するなど狙いと発達段階を考慮して作成すること
 - ・場合によっては、防犯についての専門的な助言を得るため、警察官の協力を得ることも考えられること
 - ・児童生徒が実感をもって理解できるように、児童生徒自身による写真やイラスト、書き込みなども積極的に活用すること
 - ・作成過程において、「子ども110番の家」を含む住民へのインタビューを行うなど地域住民と触れ合うことも有効であること

第2 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

学校や地域の実情に応じ、安全な登下校方策を策定し、地域全体で見守る体制を整備するとともに、登下校のルートや時間などに関して警察と情報を共有しておくことは、通学路に不審者を近づけない、あるいは犯行に及ばせないための重要な要素であると考えられる。

①安全な登下校方策の策定・実施

幼児児童生徒を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施していくことがまず第一に求められることであり、次のような点が重要である。

- 教職員、保護者の間で登下校方策について議論し、共通認識を得ておくことが必要である。
- 特に、小学校低学年の児童については、その安全がしっかりと確保できるよう、それぞれの学校の置かれている状況に応じて取組を進めることが重要である。
 - ・例えば、小学校低学年の児童が登下校時に一人にならないよう、上級学年とともに集団登下校することも一つの方法であり、円滑に進めるため、登下校の順路を工夫したり、学年ごとに異なる下校時間をそろえることも効果的と考えられる。
 - ・保護者や地域の方々の協力を得て、交代で同伴することなども一つの方法であると考えられる。
- 様々な学校行事等のため、登下校の時間が不規則になる場合も考えられるが、このような場合には、十分な時間的余裕をもって保護者にしっかりと周知するとともに、警察や地域の関係団体等にも連絡して対策を講じておくことが必要である。
- 特に冬期においては、日没が早くなることもあり、部活動等で遅くなるような場合には、保護者に事前に連絡しておいたり、場合によっては保護者の迎えを依頼するなどきめ細かな対策が求められる。
- 遅刻、早退する幼児児童生徒については、時間、登下校方法について、保護者と確認することが重要である。

②幼児児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備

幼児児童生徒の安全な登下校を地域全体で見守る体制の整備は重要である。具体的には、ボランティアの方々の協力を得て、「あいさつ」や「声がけ」をしながら幼児児童生徒の登下校を見守ることや、看板の設置等により地域全体が幼児児童生徒の安全を見守っているという雰囲気を醸成することも重要である。

- ボランティアとして保護者や地域の方々の協力を得て、幼児児童生徒の登下校の見守りや通学路のパトロールを実施することも有効である。なお、保護者の協力を得る場合などは、例えば交代で数ヶ月に1回通学路に立てばすむようにするなど個々人の負担を少なくする配慮も必要である。
- 保護者や地域の方々の理解を得るためには、PTAだけでなく、自治会など地域の様々な団体に協力を求めることが適当であると考えられる。
- パトロール等に参加する方々へ配布する腕章や共通ユニフォーム、ステッカーなどを活用し、目立つ形で幼児児童生徒を見守る体制を示すことも犯罪抑制効果が期待できる。

○地域の境界や地域内の様々な場所に幼児児童生徒の安全を守る取組についての看板等を設置したり、協力の得られる店舗や住宅にステッカーを貼るといった方策により、幼児児童生徒の安全が地域全体で守られているという環境を醸成することも有効である。

③登下校のルートや時間などに関する警察との情報の共有

○幼児児童生徒の登下校のルートや時間などについては、最寄りの交番や警察署等にも連絡しておくことが重要であり、必要に応じ、登下校時のパトロールなどについて協力を依頼することも必要である。

○警察では、既に「学校周辺、通学路、児童公園等の子どもに対する犯罪が発生しやすい場所において、通学時間帯などを中心として、制服警察官による警ら・警戒活動を強化する」（「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領」（平成17年5月19日付、警察庁））こととしており、学校と警察との連携を深め、登下校に関する情報を共有することは、犯罪を防止する上でも重要である。

○また、警察では、①地域での子どもが被害者となる事案の全般的な発生状況、②性犯罪、誘拐、子どもに対する声かけ事案、不審者の出没等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、手口等に関する情報、③子どもが被害者となる事案の発生が予想される場所についての情報などを収集し、提供することとしている（前掲推進要領）ところであり、教育委員会や各学校など様々な段階での密接な情報交換が望まれる。

○なお、登下校時における幼児児童生徒の安全確保のための警察との意見交換、情報の共有のためには、既に平成17年3月31日付「学校安全のための方策の再点検等について」でも示しているように、学校警察連絡協議会などの活用も有効と考えられる。

第3 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進

幼児児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、様々な機会を通じて、危険予測能力や危険回避能力を身につけさせることが必要である。

特に、小学校低学年の児童については、登下校時にも様々な危険があり、知らない人に声をかけられたり、定められた通学路以外の道を通ると犯罪に巻き込まれる可能性があること、通学路の近くにも危険な箇所があり近づいてはいけないといったことについて、しっかりと理解させることが必要である。

①通学安全マップの作成等を通じた指導

○通学安全マップの作成等に児童生徒を参加させることにより、児童生徒が自ら実感を持って危険箇所を認識することが期待できる。その際、小学校低学年の児童だけでは困難な面もあるため、上級生とグループを組ませる、保護者や警察官と一緒に実際の通学路をまわるといった取組も有効であると考えられる。

②防犯教室等の活用

○防犯教室等の実施にあたって、警察官や防犯の専門家の協力を得て、具体的な場面を設定し、ロールプレイング等の手法を活用するなどの手法をとりながら実践的な対処方法を身につけさせることが重要である。

③万一の場合に対応するための指導

- 登下校時に万一の事態が起こった場合の具体的対処方法（大声を上げる、交番や「子ども110番の家」に駆け込む等）について幼児児童生徒に対し、日頃から訓練しておくことが必要である。
- 防犯ブザー等については、すぐに活用できるような携帯の方法、万一の場合の使用方法等についても十分指導しておくことが重要である。

第4 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報や幼児児童生徒への声かけ事案をはじめとする情報などについて、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくことが重要である。

- 関係者の間で共有することが望まれる情報としては、不審者の出没等に関する情報、事件・事故の発生に関する情報、通学路における工事等の情報など様々であり、事前に、収集する情報についての共通理解を図っておく必要がある。
- 何らかの情報を共有する必要性が生じた場合のルール（第一報はどこにいれるのか、どのような手段（電話、携帯電話、ファックス、メール等）で情報を誰が流すのか等）については、特に関係者間で共通理解を図っておくことが不可欠である。
- 情報の収集・共有化を進める場合には、迅速性が求められるが、一方で、確実性等にも配慮する必要があり、この点についても一定のルールを定める必要があると考えられる。
- 第2でも述べたように、警察では、①地域での子どもが被害者となる事案の全般的な発生状況、②性犯罪、誘拐、子どもに対する声かけ事案、不審者の出没等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、手口等に関する情報、③子どもが被害者となる事案の発生が予想される場所についての情報などを収集することとしており、収集された情報については、地域住民へ積極的に提供することとなっている。
- 教育委員会や学校等と警察との間では、学校警察連絡協議会などの場を通じて情報の交換に努めるとともに、特に不審者情報については、迅速、的確に行われるよう警察との協力を進める必要がある。

第5 警察との連携

既に第1～第4で述べたように、登下校時の幼児児童生徒の安全を確保するうえでは、警察との連携が不可欠であると考えられる。

学校警察連絡協議会の場等を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に関する情報の共有等様々な場面と様々な段階で意見交換を進めていくことが必要である。

原 議 保 存 期 間 3 年
平成20年12月31日まで保存
警察庁丙生企発第107号、丙少発第44号
平成17年12月6日
警察庁生活安全局長

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 付 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について
子どもを犯罪被害から防止するための施策については、「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」(平成11年12月16日付け警察庁乙生発第16号、乙官発第39号、乙刑発第13号)のほか、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について」(平成16年4月22日付け警察庁乙生発第9号、乙官発第20号、乙刑発第12号、乙交発第9号)、「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領の制定について」(平成17年5月19日付け警察庁丙生企発第47号、丙地発第9号、丙少発第16号)等に従って取組みを推進しているところであるが、先般、広島及び栃木県下において、女子児童が下校中に連れ去られ、殺害される事件が発生したほか、子ども被害の街頭における強制わいせつや略取誘拐等の発生水準が依然として高いなど、今後、この種事件の再発を防止し、子どもを犯罪から守ることが国民から一層強く求められるところである。

各都道府県警察においては、このような状況を踏まえ、警察活動の積極的な展開をはじめ、前記3つの通達に基づいた取組みについて、その状況を把握の上、一層強化するとともに、通学路等については、次の諸対策を推進し、子どもを犯罪から守るための対策に万全を期すこととされたい。

なお、本件については、文部科学省とも協議し、都道府県警察が都道府県(市区町村)教育委員会と協力して推進することとしており、同省においても、本日付けで、別添「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」を都道府県教育委員会等に発出しているので申し添える。

記

1 「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針」を踏まえた計画の策定

子どもが被害者となる割合の高い街頭における強姦、強制わいせつ及び略取誘拐等については、個人の生命、身体を侵害する危険性の高い犯罪であることから、「平成18年中における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針」においても、これらを抑止の重点目標に掲げる予定であり、各都道府県警察においても、通学路等における子どもの犯罪被害防止に配慮した計画の見直し及び総合対策を推進すること。

2 声かけ事案等不審者情報の迅速かつ正確な把握と情報の共有化

- (1) 子どもに対する声かけ事案、変質者その他不審者の出没等、子どもに対する犯罪の前兆と思われる不審者情報については、地域住民、保護者、児童、教育委員会、学校等において潜在化することがないように警察への通報・届出や警察安全相談の利用について啓発し、迅速に、正確でかつ遺漏のない把握に努めること。
- (2) 把握した情報については、警察の関係部門間で緊密な共有を図り、連携を強化することはもとより、関係者のプライバシーに配慮した上で、教育委員会、学校、防犯ボランティア、地域住民、保護者、児童等に対し、インターネットや電子メールなどによる情報ネットワーク、FAX、各種チラシ等、それぞれの地域の実情に応じた広報媒体を活用し、この種事案の発生状況と防犯対策について、市区町村単位あるいは学校単位など、きめ細かくかつタイムリーな情報提供を積極的に行うこと。

3 学校、PTA、防犯ボランティア団体、地域住民等との連携の強化

- (1) 警察署管轄区域あるいは学校区など、地域単位で警察、教育委員会、学校、PTA、スクールサポーター、スクールガードリーダー、防犯ボランティア団体及び地域住民等による情報・意見交換のための話し合いを持つなどして、特に、
 - 学校周辺や通学路等において前兆事案のあった場所や見通しの悪い道路・公園、歩車道の分離のない道路など略取誘拐事案の発生する危険性の高い個所の点検及び改善
 - 学校付近や通学路等の「地域安全マップ」の作成支援
 - 地区防犯協会等の一般防犯部門や職域防犯部門、通学路等にあたる商店会、子ども110番の家として委嘱された者等との不審者の早期発見等に関する協力体制の構築
 - 集団登下校の実施や警察、教員、PTA、防犯ボランティア団体等による連携した警戒や誘導方法等の検討
 - 情報の共有化のためのネットワークの構築等、地域の実態に即した具体的な被害防止方策について協議し、子どもの安全に配慮した対策を早急に講じること。
- (2) 特に教育委員会、学校等との連携については、学校警察連絡協議会の場を活用するほか、学校警察連絡制度等の学校と警察との相互連絡の枠組みやスクールサポーター等の制度を活用するなどして、情報の共有化と共通認識の醸成を図ること。

4 子どもに対する被害防止教育の強力な推進

子どもを対象とした声かけや略取誘拐事案の状況をみると、被疑者が甘言や詐称を用いるものの他、暴行や脅迫、あるいはいきなり車両に引きずりこむなどの手荒な手口のものも多いことから、被害実態を踏まえ、理解度や学年などに応じ、警察職員等が学校に赴いて行う「非行防止教室」等の開催機会を活用して、警察官と教

員との連携によるティームティーチングやロールプレイ方式等により子どもが参加・体験できる実践型の被害防止教育を推進すること。また、その際に保護者や地域住民等の参加も求め、子どもの安全等に関する意見交換会等を開催するとともに、子ども110番の家の設置場所についても周知を図るなど、効果的な被害防止教育の実施に努めること。特に、教育委員会や学校等と協力して、全校の児童が年間1回以上受講できるように努めること。

5 犯罪被害に遭った子どもへの支援

被害に遭った子どもへの支援に当たっては、前記「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について」及び「被害少年対策の推進について」（平成8年11月13日付け、警察庁丙少発第22号）に沿った適切な対応を推進すること。

本件担当：生活安全企画課 藤間警視（800-3031）
少年課 出原警視（800-3071）

20ス学健第5号
平成20年5月7日

附属学校を置く各国立大学法人事務局長
各都道府県私立学校主管課長
各都道府県教育委員会学校安全主管課長
各指定都市教育委員会学校安全主管課長

殿

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長

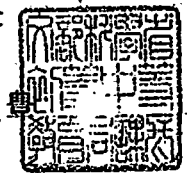
平 林 正



(印影印刷)

初等中等教育局初等中等教育企画課長

常 盤



(印影印刷)

高等教育局専門教育課長

藤 原 章



(印影印刷)

スポーツ・青少年局学校健康教育課長

作 花 文



(印影印刷)

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について（依頼）

標記については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、このたび、愛知県の高등학교の生徒が、5月2日の下校中に殺害されるというあってはならない事件が発生しました。

登下校時における幼児児童生徒の安全確保については、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日17文科ス第333号）等において、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携を進めながら安全管理を徹底するとともに、安全教育の推進を図るようお願いしてきたところです。

学校及びその設置者においては、当該学校が所在する市町村はもとより、必要に応じて近隣の関係市町村の警察や関係機関と不審者情報等を共有するとともに、当該情報に基づいた幼児児童生徒への適切な指導を行うなど上記通知等で示されている学校安全対策を、学校や地域の実情に応じて適切に講じていただくようお願いします。

また、この度の事件については、部活動後の帰宅時に発生したものです。上記通知の別紙第2①においても、部活動等で遅くなるような場合について、きめ細やかな対策を行うようお願いしているところです。同通知の趣旨を改めて確認していただき、適切な対応を行うようお願いします。

さらに、教育委員会においては、不審者情報等を共有する取組を行う際には、公立学校だけではなく、近隣の国立学校、私立学校の参加を呼びかけるなど、地域の学校全てで効果的な情報共有が行われるよう適切な配慮を行っていただくようお願いします。

文部科学省としても、「防犯教室推進事業」等において、安全教育の充実を支援するとともに、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回による学校安全ボランティアの指導等を進めているところであり、適宜これらの施策を活用いただき、安全教育の推進や地域全体で幼児児童生徒の安全を見守る体制を整備していただくようお願いします。

なお、都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては域内の市町村教育委員会に対して、また、都道府県私立学校主管課にあつては所轄の私立学校に対して、周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課学校安全係

電話：03-5253-4111(内線2917)

03-6734-2917(直通)

FAX：03-6734-3794